

なら」と思う気持ちが詰りの原因になります。必ず取り除いてください。

この記事に関するお問い合わせは、第1水道課まで。

☎ 2730

### 水質検査計画を

#### 公表します

第1、第2水道課では、水道法施行規則に基づき、平成20年度の水質検査計画を策定しましたのでお知らせします。

これは、今後も安全でおいしい水を供給するために、水道水の水質検査地点、検査項目、検査頻度等について、水源の特徴や安全性の確保などから検討したものです。

この水質検査計画は役場第1、第2水道課で閲覧できます。

#### 問合せ

第1水道課水道係(早来庁舎)

☎ 2730

第2水道課水道係(追分庁舎)

☎ 2425

## 古着の拠点回収をはじめます

4月より、ごみの減量化の取り組みとして、使わなくなった衣類や布地をウェス(工業用ぞうきん)に再利用するため、町では次の場所に「回収ボックス」を設置して繊維リサイクルをはじめますので、ご協力ください。



#### 回収ボックス設置場所

ぬくもりセンター、追分公民館、安平公民館、早来公民館、遠浅公民館

#### 出すときに注意すること

- ①回収ボックスに入れときは、紙袋やビニール袋を入れないでください。
- ②におい、汚れがあるものは、洗濯してから出してください。
- ③ボタン、ファスナーなどは、そのままでも構いませんが使えるものは再利用してください。

回収できるもの 綿50%以上の布が対象です。

●衣類 肌着、Tシャツ、すててこ、トレーナー、ポロシャツ、Yシャツ、ブラウス、パジャマ、ベビー服など

●寝具 布団カバー、シーツなど

●タオル地の製品 タオル、バスタオル、タオルケット、バスローブなど

※洗濯してあれば、少々のシミや黄ばみ、破れや色物を問いません。

#### 回収できないもの

●綿50%未満のもの ジャージ、毛布など

●吸水性の悪いもの Gパン、毛糸類など

●小さなもの くつ下、ハギレなど

●裏地のあるもの 背広、スーツなど

●厚地のもの コート、ジャンパーなど

●中綿の入っているもの 布団、ぬいぐるみなど

●汚れのひどいもの

●濡れているもの

問合せ 住民生活課環境衛生 係 ☎ 2940

## 農家地区の古紙回収について

4月から農家地区のごみ収集業務を委託している業者の協力により、3か月の試行期間を設けて農家地区の古紙の回収を実施します。

この間、ごみステーションに出される古紙の量が予想以上に多くて、現行体制の中で引き続き実施することが難しい状況になった場合、一旦、中止にして収集方法等について再検討を要することもありますので、あらかじめご了承ください。

なお、各小中学校や子ども会でも古紙を含めた廃品回収を実施していますので、こちらを優先的にご協力願います。

#### 試行期間

4月から6月までの3か月間

#### 農家地区の回収日

毎週第4水曜日(資源物の缶類の収集日と同じ)

#### 古紙の出し方

ダンボール類、新聞紙類、雑誌類の種類ごとに分けて



出してください。

詳細は、昨年配布した「ごみ分別ハンドブック」の8ページをご覧ください。

#### 各小中学校、子ども会の廃品回収予定

- ・安平小学校(5月・10月)
  - ・早来小学校(ストック小屋)
  - ・遠浅小学校(6月・10月)
  - ・早来中学校(10月)
  - ・追分小学校6年生(秋)
  - ・追分地区各子ども会(春・秋)
- \*詳細は、実施日が近くなりましたら各団体からお知らせがあります。

問合せ 住民生活課環境衛生 係 ☎ 2940